

労務 ROAD

■社会保険適用拡大について

2022年10月より、段階的に一部のパート・アルバイトの方の社会保険加入が義務化されます。

対象となる企業		
現在	2022年10月～	2024年10月～
従業員数501人以上の企業	従業員数101人以上の企業	従業員数51人以上の企業
従業員数は以下の A+B の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」		
A	B	
フルタイムの従業員数	週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数 <small>※従業員にはパート・アルバイトを含みます。</small>	

新たな加入対象者
check <input type="checkbox"/> 週所定労働時間が20時間以上
check <input type="checkbox"/> 2か月以上雇用の見込みがある
check <input type="checkbox"/> 月額賃金が8.8万円以上
check <input type="checkbox"/> 学生ではない

「4項目の全てに当てはまる方が対象となります。」

4つの社内準備ステップ



新たな加入対象者様がいらっしゃる場合は、社会保険に加入するメリットや加入した際の保険料についてご説明の上、雇用形態や労働時間について検討・提案していく必要があります。

また、施行期日より前に適用拡大すると助成金（選択的適用拡大）が受けとれるなど、社内準備を円滑に進めるための支援もあります。

詳細については弊社へお問い合わせいただくか、厚生労働省社会保険適用特設サイトをご覧ください。[\(https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/\)](https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/)

【厚生労働省より】

■所員紹介（岡田）

はじめまして、岡田翔介と申します。

以前はイベントディレクターの職に就いておりました。昨年より流行しているコロナウイルスにより企業様・従業員様を取り巻く労働環境が不安定になる中、自分に何かできることはないかと思い立ち、社労士事務所への入所を決意しました。

趣味はドライブとフットサルです。

若輩者ではございますが、一日でも早く皆様に信頼して頂ける人材になれるよう日々精進させていただきますので今後ともよろしくお願致します。



VOL.738
(2103—2)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集担当：木下・安曇・黒瀬

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

日々春めいてきましたが花粉症の方にはつらいシーズンの到来ですね。感染症予防の換気も、花粉対策には悩ましいところです。室内に侵入した花粉をできるだけ取り除くには、窓際の床をこまめに水拭きすると良いそうです。新しい季節を気持ちよく過ごせるように掃除もがんばろうと思います！（奥田）



3月 労務スケジュール

- ・3月末退職者の手続き
- ・4月入社準備
- ・3月・4月の従業員家族の異動確認（就職など）